



平成24年5月24日
内閣府沖縄担当部局

沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定 について

標記の件につきまして、平成24年4月23日付け沖縄県知事から提出がありました情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定の申請については、沖縄振興特別措置法の定める要件を満たしていることから、平成24年5月24日付けで沖縄県知事の申請の内容のとおり指定を行い、平成24年内閣府・総務省・経済産業省告示第1号及び第2号により公示をいたしましたので、お知らせします。

(指定の概要)

1 情報通信産業振興地域（24市町村）

那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

2 情報通信産業特別地区（3地区）

那覇・浦添地区（那覇市・浦添市）、名護・宜野座地区（名護市・宜野座村）、うるま地区（うるま市）

【本件問合わせ先】

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
産業振興担当参事官室 中野

電話：03-3581-5717

情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区について

(制度の概要)

情報通信産業は、沖縄の抱える距離のハンディを克服できるだけでなく、環境にもやさしい産業であり、沖縄における観光産業に続くリーディング産業としての発展が期待されています。

そこで、情報通信産業の今後の発展に資するため、指定の区域内で設備投資等を行う情報通信関連企業に対する投資税額控除や地方税の課税の減免を行う「情報通信産業振興地域」及び、情報通信関連産業の集積の牽引となるデータセンター等特定情報通信事業の立地に対して所得控除を行う「情報通信産業特別地区」を設けています。

(主な優遇措置の概要)

	項目	措置の概要
国 税	所得控除（情報通信産業特別地区に適用）	情報通信産業特別地区において、データセンター等特定情報通信事業を営む法人であって、新たに設立された常時雇用者数10名以上の法人として事業の認定を受けた者について、新設後10年間、所得の40%につき、法人税の課税所得から控除
	投資税額控除	情報通信産業振興地域において、ソフトウェア業等情報通信関連事業を営む法人について、新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合を法人税から控除。機械・装置、器具・備品が15%、建物等が8%（ただし、法人税額の20%以内）。繰越4年、投資上限額20億円
地 方 税	地方交付税による減収補填措置	市町村による事業税、不動産取得税、固定資産税の減免（減免措置により、県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填される制度）
	事業所税課税標準の控除	情報通信関連産業の事業のための施設を新增設した場合、資産割の課税標準の1/2を控除

※ 情報通信産業特別地区は、所得控除と投資税額控除に関して、どちらかーを選択することができます。